

令和３年度 第２回 福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 令和３年６月３０日（水）
午前１０時００分～１２時００分
- 2 場所 ケアセンター ４階第１・第２研修室
- 3 出席委員
鎌田会長 中副会長 石幡委員 小野寺委員 石渡委員 寺谷委員
肥田委員 濱田委員 牧委員 琉委員 釜塚委員 山田委員
- 4 欠席委員
三木委員 池田委員 渡邊委員 山中委員 佐郷谷委員 伊ヶ崎委員
- 5 市出席職員
早川健康福祉部長 豊田健康福祉部次長兼介護支援課長
橋本社会福祉課長 木村高齢者支援課長 宮澤障害者支援課長
秋元児童発達支援センター所長 伊原健康増進課長補佐
育野介護支援課長補佐

事務局（社会福祉課健康福祉政策室）
中川社会福祉課健康福祉政策室長 古林主任主事 高木主事
- 6 傍聴者
４名（うち１名途中入室）

※その他の参加者 手話通訳者２名

- 7 議題
（１）第４期流山市地域福祉計画の策定について

- 8 議事録
（中川社会福祉課健康福祉政策室長）

本日はお忙しい中、令和３年度第２回流山市福祉施策審議会に御出席いただ

きましてありがとうございます。審議会の開催に先立ちまして、本日の出席の関係で御報告をさせていただきます。緊急の公務が発生しまして子ども家庭部の子ども家庭部長、子ども家庭課長、保育課長の3名が出席できなくなり、本日欠席となります。審議の中でその場でお答えできないものがありましたら改めて文書で御回答、若しくは次回審議会で御報告させていただきたいと考えております。併せまして健康福祉部長も急遽公務が入りまして少し遅れます。

議事の進行につきましては、流山市附属機関に関する条例第5条第1項の規定に基づき、会長が会議の議長になることになっております。鎌田会長お願いいたします。

会長挨拶

(鎌田会長)

会議に入る前に、委員の皆様には報告いたします。本日の出席委員は12名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定に基づきまして、会議は成立していることを御報告します。

なお、市民参加条例等の規定により、審議会は公開となっております。

本日は、3名の方から、本審議会を傍聴したい旨の申し出がありましたので、会議の傍聴について御了承願います。それでは、傍聴者の入室をお願いします。

傍聴者入室

(鎌田会長)

それでは本日の議題について、事務局から説明をお願いします。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

それでは本日の議題について御説明します。

本日の議題は1件になります。

まず、事前に配付しました資料及び本日配付しました資料の御確認をさせていただきます。

資料の確認

不足されている方は、お申し出ください。よろしいでしょうか。

本日は議事録作成のため、録音させていただいておりますので御了承をお願いします。

併せて、委員の中に聴覚障害者の方もいらっしゃいますので、発言はゆっくり、はっきりとお願いします。

議題 1

(鎌田会長)

それでは、まず議題 1 について御説明願います。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

それでは、議題 1 について御説明します。

説明

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

お示した計画案は以上です。なお、本日委員の皆様には御議論頂きたいのが、本日お配りした会議次第を御覧頂きたいのですが、3 (1) のア、資料 1 の計画案 22 ページの基本理念及びその考え方について御議論頂きたいと思います。併せましてイ、施策の方針の考え方について、これが同じく 23・24 ページにありますので、こちらにも御議論頂きたいと思います。最後にウとしまして、これ以外の本日御説明させて頂きました第 1・2・4 章の部分、これについて皆様の御議論、御意見を頂きたいと思います。宜しくお願いします。

(鎌田会長)

ただいま、事務局から詳しく説明がありました。新型コロナウイルス感染防止のこともございますので、皆様適宜水分補給してください。

委員の皆様から御意見を頂きたいと思います。まず資料 1 の 22 ページにあります基本理念の『できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ～みんながずっと住みたいまち ながれやま』の文言とその考え方につきましてどのように考えるかご意見を頂きたいと思います。22 ページの 1 ページだけですので、改めて御認識頂くために読み上げたいと思います。

該当箇所読み上げ

これが 22 ページに書かれている基本理念と基本理念の考え方です。これについて委員の皆様のお意見を伺います。いかがでしょうか。

(寺谷委員)

御説明をお聞きして、現状分析もよくされているし、将来の計画に対する1つの施策としては、文章的・理論的には色々なものが網羅されていると思います。ただ、これを全部やるということになれば、基本理念に『できることから始めよう』と書いてありますけれども、ヒト・モノ・カネというものがありますよね。全てのものができるわけではないと思います。ですからここを今度の第4期計画で重点的な施策が何かということはある程度議論していった方がいいと思います。それが1点。

それともう一つ、9ページに流山市総合計画というのが書いてあります。千葉県の世論調査などを見ますと、県政に一番要望する項目で10年間トップなのは災害なのです。災害に対する県民の心配、それが一番大きな位置づけとなっています。そうするとこの計画の中で、地域防災計画には色々書いてありますが、どのような内容か全て把握している訳ではありませんが、こういった計画と、我々が議論している地域福祉計画との間の整合性をどうとるか、これが一つあります。それから、前回骨子案をお見せ顶きましたが、避難行動要支援者の対応というのが目標3-3『住みよいまちづくりの推進』の中に入っているのですが、重点的なところも考えれば、目標2-2『支え合い・連携のネットワークづくり』の中で、避難行動要支援者の対応をどうするかということを検討されるべきではないかと思います。そのあたりの整合性をどうとるか。インフルエンザの話も出ました。これも新型インフルエンザ等対策行動計画の中に入っていますが、そういうものともどう整合性をとっていくか。そのようなことで地域福祉計画というものが議論されるべきであると思います。

(鎌田会長)

ありがとうございました。寺谷委員からは計画の重点について、また災害対策について、整合性について、といった御意見を頂きました。委員の皆様は今の寺谷委員の御意見についていかがでしょうか。

(中委員)

今の御意見というのは福祉計画全般に対する御意見だと思います。議長からのお話では、22ページの基本理念の内容等について審議願いたい、ということですので、この内容に集中して審議された方がいいのではないのでしょうか。私の意見としては、基本理念は第3期地域福祉計画から継承しているということですので、この内容でいいのではないかと思いました。ただ、基本理念の考え方の6行目、『地域のあらゆる住民が』という文言があります。また、8行目に

『すべての住民にとって』という文言もあります。これは少し口調が高すぎるというイメージがありますので、もう少し柔らかい文言があればいいのではないかと思います。ここは皆様と一緒に考えていければと思います。

（寺谷委員）

私はこの基本理念が悪い、と言ったわけではありません。この基本理念は基本理念として、1つの考え方として文句を言っている訳ではありません。今後審議を進めるにあたり、そういった考え方を頭に入れながらこういう計画を作って頂いたらどうか、ということを行っているのです。

（鎌田会長）

基本理念はこれでいいのではないか、という御意見ですね。

他にご意見ありますか。

（牧委員）

基本理念の考え方の表現ですが、1行目と2行目に『少しずつ』『少しでも』と、同じような文言があります。遠慮をしているのか分かりませんが、これらはなくとも、できることから始め、より多くの方に参加して貰うと。ベースとなる数字が分かりませんので何とも言えませんが、より多くの、という方が言葉としてはいいのではないのでしょうか。言葉尻をとるようで申し訳ありませんが、少しずつ、というのは敢えて書かない方がいいのではないのでしょうか。

（寺谷委員）

この基本理念については第3期地域福祉計画と文言は同じなのですか。

（鎌田会長）

基本理念の文言は同じですが考え方の所は少し変わっています。

（琉委員）

前回の資料3、第4期流山市地域福祉計画の骨子案の、第3期地域福祉計画の施策体系と第4期地域福祉計画の骨子案を比べながら見てみると、内容そのものはほとんど同じです。前期計画では目標2-2の1、地域包括ケアシステムの『構築』という言葉が、今期計画では『拡充』となっていたとか、また前期計画同3の地域支え合い活動の活性化という箇所が、次期計画では2つに分かれて地域支え合いと地域交流になっていたとか。でも支え合いと交流という

のは同じですよ。極端な言い方ですが、取り組みの内容はあまり変わらないのではないかと思います。それから前期計画の基本目標3の2、相談体制の充実というのが次期計画では『包括的な』という言葉が入っています。この『包括的な』という言葉は、包括されているものをこちらに持ってきただけなので、そのように考えると前期計画と次期計画の案というのはほとんど変わらないのかなと思います。骨子ですからそんなにコロコロ変わることはないと思いますが、そういう意味で基本理念は同じであってもいいのではないかと私は考えました。

（鎌田会長）

基本理念はあまり変わっていないのではないかと、変わらなくてもいいのではないかと御意見でした。他には皆様、いかがでしょうか。

（肥田委員）

私は今回が初めての参加ですが、基本理念の考え方は私も必要であると思っています、基本理念がコロコロ変わると寄って立つものがなくなりますので、前期計画と今期計画で文言の変更はいいのではないかと思います。内容はあまり変わらない方がいいと思います。それともう一つ、先ほど『あらゆる』とか『すべて』といった言い方をされていた時に、表現として強いという御意見があったと思うのですが、同じように『我が事』と書いてあるところも、ちょっと古い言葉ではないかと思っています。同じ資料の4ページ目では同じようなことを『自分ごと』という表現しています。同じことを2つの表現をされているので統一した方がいいと思っています、流山市民に若い人が多いことからすると、自分ごととか今風の言葉に変えた方がいいのではないかと思います。些末なことで申し訳ないのですが、読んでいてそういうことに気付いた次第です。

（鎌田会長）

『我が事』という言葉を一統して、新しい言葉にした方がいいのではないかと御意見ですね。

（肥田委員）

『我が事』でもいいのです。統一して頂ければいいのです。

（釜塚委員）

この基本理念、『できることから始めよう』という言葉ですが、私が流山に結

婚して来てから地域の人たちと全くふれあいがなく、何かしなくては、と考えた時に、できることからやってみよう、と思いました。ですので、この言葉はいいと思います。それで、最初に何ができるかと考えた時に、地域で非常に泥棒が多かったのです。そういうことから、防犯パトロールをやろう、ということで、25年前に私たち4人で始めました。それから防犯パトロールで地域を歩いていますと、私もやる私もやる、と、一番多い時には30名が集まって2班、東と西に分かれてパトロールをしました。今は残念ながら高齢化が非常に進みまして、皆さんやめる方が多くなって、逆に入る方がなかなか少ないのです。だから、一律ではできないなということを思いました。今非常に感じるのは、会社を退職した方とか、今まで何か一所懸命やっていたけれど年齢がきてやらなくなってしまった、こういう方々が非常に地域に多くいらっしゃる。そういう方々をそのままにしておくのは非常にもったいない、そういう方々にもう一度地域で頑張ってもらえないか、そういったことを考えました。大きな会社の重役や社長だった方が、会社を辞めてしまうとぽつんと一人になる。地域のつながりがない、本当にもったいない、ということで、そういう方々の地域とのつながり、色々とお話を聞きたいな、という私達の気持ちがそういう方々と合えば、お互いにいい意味で利用し合えるという形が作れるのではないかと思います。ですから大きな会社の社長さんだとか、芸術家だとか、お医者さんとか、私の近所にもそういう方々がたくさんいらっしゃいます。そういう方々に何かお話をして貰う、また逆に、私がはまなす苑へ行ってボランティアをした時に体操を教えていて、大体30～40名くらい集まるのですが、その中で何人かは黙ってじっとしているのです。運動もしようとしないので、私は「どうしてなさらないのですか。」と声を掛けました。すると「私はやる気がありませんが、こういう所に行って皆さんが運動しているところを見たり聞いたりすると元気になるのです。」という方がいらっしゃいました。そこで、人の意見を聞いたり人の姿を見たりして、その輪の中に自分が入っていれば元気が出るのだな、人から元気を頂くのだな、ということを感じました。ですので、色々持っているものをどう引き上げてあげるか。そのためには流山は細長いですから、南と北、東と西とか、そういう所に1人ずつでも2人ずつでも世話人がいて、地域からそういう方々を発掘して地域の人たちと一緒に話をして聞いたり、そういう場が月に1回位あれば、もっと色々な面で皆さんが豊かな気持ちになるのではないかと、そう思いましたので、この『できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ ～みんながずっと住みたいまち ながれやま～』のように、何か流山のいい特色が出るのではないかと、これは自分の考えですが、ぜひ市役所の方々にもいい取り組みを行って頂ければと思います。

(鎌田会長)

ありがとうございます。お一人お一人が持っている力を発揮することが大事、ということですね。他にありますか。

(寺谷委員)

流山市の現状、特に人口の推移を見ますと、他の地域は少子高齢化が進んでいますが、流山市の場合は高齢化率も高まっていますが、子どもの人口比率も徐々に高まっているという地域性があるのですね。そのような中で地域福祉計画を策定するときには高齢者ばかりでなく、地域で問題になっていることは色々あるわけですよ。私も民生委員も子どもから高齢者、高齢者ばかりではないですからね、そういう一つの地域のチカラをどう発揮していくか、ということが大事なことはないかと感じます。

(鎌田会長)

基本理念としてはこれでいいのではないかと、ということですかね。他にありますか。

(牧委員)

基本理念の考え方の最後、『地域みんなでできることから始めていきましょう』とありますが、共生社会の実現を目指すとなると、専門的な知識を持った人がリカバリーして、或いは支えてあげなければならないのではないかと思います。となると、そういった人材の育成が大事ではないかと思います。ただ始めましょう、というだけでは何をやっていいかわからない。専門的な人材を育てていく、ということが大事なのではないかと思います。

(鎌田会長)

この基本理念の考え方は、個人の力や心構えというところが強調されているので、もっと専門家の役割、専門家の育成のようなことも記載したらどうか、ということでしょうか。他に基本理念について御意見はいかがでしょう。

それでは時間の都合や次の議題もありますので、事務局で皆さんの御意見を伺ってコメント等あればお願いします。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

御意見頂きありがとうございます。最初に頂きました『あらゆる』とか、表

現が強いという御指摘を頂きました。計画全般に関して色々な所に『誰もが』とか『あらゆる』といった表現を入れておりますので、こちらは少し見直させて頂きたいと思います。併せまして、基本理念の考え方の所で『少しずつ』『少しでも』という所も御指摘頂きましたので、これも『少しずつ』を削除して『より多くの方に』という形に改めたいと考えております。あと、『我が事』『自分ごと』の所は表記の統一というお話がありましたので、これも計画全般で表記が分かれてしまっているものがありますので、こちらも再度見直して表記の統一を図りたいと思います。最後に、専門性のある人材の育成ということを22ページの中に入れたらいいのではないかという御意見ですが、こちらは変更できるかどうか見直したいと思います。改めて次回の審議会までに全般的に訂正事項を提示したいと思いますので、検討していきたいと思います。

(鎌田会長)

では皆様、基本理念についてはこれでよろしいでしょうか。

それでは次に、23・24ページにあります『施策の方針 ～自助・共助・公助』につきましてどのように考えるか御意見を頂きたいと思います。こちらを読み上げます。

該当箇所読み上げ

以上です。これが自助・共助・公助の考え方です。

それでは23・24ページの考え方について、委員の皆様の御意見をお伺いします。いかがでしょうか。

(石幡委員)

自分でできること、私はこれができるという、それぞれできることは皆さん違ってしますので、それをどうまとめて把握して、一つの集団、力として結集してやっていくか、それが大事だと思います。例えば流山市内で私が把握しているところでは美田自治会に快援隊、お助け隊という百余人のグループがありまして、そこは自分でできることを登録する、草むしり、買い物のお手伝いができます、というようなことです。皆それぞれできることが違うわけですから、自治会で何かあると、例えば清掃をやりますというようなことが班長さんから回覧が回ってくる。ところが現実には現役の人たちはせっかくの休みだと。或いは見守りパトロール隊も現役の人たちはなかなかできないわけですね。それぞれができることは皆違いますので、できることをどうまとめて地域の力

にしていくか、そこが重要ではないかと思います。誰がまとめるのか、自治会か地区社協か。例えばボランティアセンターですと、私はこれができますということで登録をして、それぞれができることを宣言しています。それともう一つ、せっかくボランティアしたいといってもそういった情報の発信が流山の場合は少ないと思います。今度こういったことを行いますので参加できる人はぜひ参加してくださいというような情報、これをどのように発信していくか、また市か地域か自治会か地区社協、どこが発信していくのか。そういったことが重要になってくると思います。

（鎌田会長）

強制するつながりよりも、自分ができることをやっていくという自主性が大事ということと、それを結集することが大事なので、誰が情報発信して結集していくかということが大事なのではないかという御意見だったと思います。他に御意見ある方いらっしゃればお願いします。

（釜塚委員）

自助の所なのですが、ある特別養護老人ホームに私の知り合いの方が洗濯物を畳むというボランティアに参加しました。お風呂に入られた方の洗濯物やタオルを畳んで、誰にも会わずに帰ってくる、それを何年も続けたと言うのですね。あなた立派ね、すごいねと言って、何か要望はあるか聞いたら、一度くらい認めてくれてもいいのではないかしらと。その特別養護老人ホームの責任者の方は御苦労様と声をかけるわけでもないし、ただ洗濯物を畳んで帰ってくるという、そういうことでは人は続かないのではないかと思います。やはり、やったときにありがとうとか言われればまた頑張ろうという気持ちになります。それもつながりだと思います。色々な人とつながっていく、そうするとその方がやりやすくなり、もっとやりたいという気持ちになる。そういう環境をどうやって作り上げていくかということも大事だと思います。嬉しいことに先日、広報ながれやまの『コロナに負けない！身近でできる健康な体作り』という記事の中で、私がお話をさせて頂いたフレイルについて、流山みんなのフレイル予防教室というものを作って頂いて、高齢者ふれあいの家でフレイル予防をやるということが出ていました。先日、私ども30人くらいで100歳体操に参加して、最後に6人くらいでもっとやろうということになったのですが、体操を教えて下さるふれあいの家の役員の方に市を通じて電話したら『忙しくて時間が取れない』ということでだめになってしまったのです。そういうことを皆さんに教える指導者を大勢作っていくということもこれから大事になるのでは

ないかと思います。色々な所で皆が運動したりフレイル体操などをしたりして、要介護状態にならず元気でいられるように、野田では指導者がたくさんいると聞いたのですが、そのようにして頂けたらと思います。

（鎌田会長）

助け合ったらそれを認め合って感謝し合う、そういうことが共助や自助の力を高めるのではないかという御意見ですね。それから、リーダーがいっぱやらないと活動もなかなか進んでいかないというリーダーの重要性についての御意見でした。他に御意見ございますでしょうか。

（寺谷委員）

基本理念と施策の方針は離してはいけないものです。我々は行政と地域、住民のコミュニケーション、御存じのとおり高齢者の方はインターネット等を使えない方も多いです。また新聞を取っていらっしゃる方は広報誌を見る機会もなかなかありません。そうするとどのようにしてそういう方に情報を提供するのかということが大変重要になってきます。その中で我々が一番いい組織だと思うのは高齢者なんでも相談室、包括支援センターです。何かあったらそこに相談すれば、色々教えて頂ける、こういう組織というのはとても存在感が大きいのです。一方子どものことで若い方が行政に相談する場合どこに相談したらいいのか悩むのです。そうすると、高齢者の包括支援センターのような子どもの包括支援センターのような組織があるといいのです。これは国からもそういう指導をされています。流山ではやっていない。他の地域ではやっているところもあります。やはり窓口をこの5か年の中で考えた方が、地域の福祉施策の推進という点からはプラスになると考えます。

（鎌田会長）

高齢者に関する問題があった時には包括支援センターがありますが、子どもの問題についてもそのような、包括的に相談ができる場所もあっていいのではないか、という御意見でした。他に御意見はありますか。

（小野寺委員）

自助・共助・公助の考え方について、障害者にとって良い環境になると思います。自分のことになりますが、流山市手話言語の普及の促進に関する条例が制定されました。手話は言語であるということを市民に周知するために、聴覚障害者らの映画の上映会を企画して市民に呼び掛けたり、手話の素晴らしさを

市民の皆さんに伝えるために手話フェスタを企画したりしています。そのようなことを通して市民に聴覚障害者の実態や手話は言語であるということ、そういう知識を少しでも広げて、行政からの手話教室の出前講座につながり、共助になり、お互いに助け合うことができるようになれば。市民の方が少しでも手話を覚えて頂ければ、地域の聴覚障害者の人たちとあいさつを交わすなど、少しでもコミュニケーションができるようになります。地域の聴覚障害者が自分の周りに手話ができる人が増えることで社会参加できる人が増えていく。そのような良い方向に行くのではと思います。他の障害者についても同じことだと思います。視覚障害者、知的障害者、身体障害者についても知識があればそのような関係を構築できると思います。ぜひ地域のチカラを高めるようなものにして頂きたいと思います。地域の自助・共助に障害者の理解という所を含めて頂ければ、障害者も地域に社会参加することができるので、ぜひ障害者に対する知識ということも地域の皆さんに広めて頂いて、障害者も地域参加ができるようになれば、と考えています。

（鎌田会長）

自助・共助という場面で障害者についても理解が深まるような情報発信をして頂きたいということと、特に聴覚障害者の方については、手話言語条例についても市民の皆さんに情報提供して頂きたいという御意見でした。他に御意見はありますか。

（琉委員）

文章表現の所で一つだけ。23ページの施策の方針の所ですが、2行目で『参加しやすい』という言葉を使っています。更にその2行先で『参加することができる』という言葉を使っています。別々にしたということは何らかの意図があると思いますが、『参加することができる』という言葉の方が『参加しやすい』という言葉よりも難易度が上なのかなと思います。一つの案として『参加しやすい』に揃えるのもいいのではないかと思います。

（鎌田会長）

23ページの所ですが『参加しやすい環境』と、その2行後の『参加することができる環境』の文言を『参加しやすい』という方に揃えた方がいいのではないかと御意見でした。

(牧委員)

自治会の加入についての悩み事なのですが、現在180世帯のマンションに住んでおり、住民が約400人います。築40年弱経過していて、現在約3割、60世帯が自治会未加入です。心配なのが、地域支え合い活動対象者名簿に登載されている人が36人います。何かあった時は支えてあげなければ、という気持ちが我々役員にはあるのですが、その中で8人が自治会未加入なのです。一昨年は電話をかけて自治会への加入を勧めましたが、私は元気になったので取消してもらおうのだと、そういう話をされました。そこで、取消してもらおうのなら市の方に電話してください、と伝えました。ところが説得されたのかは分かりませんが、結局は抹消されずにまだ名簿に載っているのです。ということで、改めてどうしたら自治会に加入して貰えるのかということで、広報を年に3回ほど出していますが、今回特集で、皆さんは自治会の存在意義というものをどのように感じていますか、というタイトルで文章を一面に書いて、何とか自治会に加入して貰いたいと考えています。特に地域支え合い対象者名簿に載っている人は必ず加入して欲しいのです。ところが自治会は加入を強制するものではないですから、小さなことですが中を見ると大きな問題だと。その人たちは皆75歳以上の高齢者なのです。自治会に入らなくてもいいかと言われたらどうすればいいのかなと。

一つの例として一昨年車いすを助成金で購入しました。最初はなぜこのような無駄なものを購入したのかと批判を受けました。しかしある時エレベータの止まらない階に住んでいる方が骨折しました。その時に車いすが使えたから大変助かったと感謝されました。今年も助成金を頂けるので何を購入したらよいか考えまして、4割が高齢者なものですから、いざというときには1・4・7・10階しかエレベータが止まらないので、コンパクトな担架、畳むと30センチ×40センチになりますが、これが2万3千円くらいで買えるので、それを車いすの横に設置しようかなと。そうやって小さなことですが自治会に加入して頂いて皆と一緒にやっていると。そういう気持ちを持ってもらうにはどうしたらいいかということを非常に悩んでいます。去年はこういう文書を書かずに行政のチラシを自治会未加入の方にお送りしましたが加入はゼロでした。今年はこういったものを書いていこうかなと考えているのですが、自治会への加入を増やすということもいい表現で共助のところに書けないかなと思っています。

(寺谷委員)

今180余りの自治会がありますが、約90パーセントの方が自治会に渡している名簿に登載されています。しかし、自治会の中で非会員が増えてきてい

ます。我々としても悩んでいます、自治会に入るメリットを何度も説明しなければならないと思います。1つのテーマとしては災害だと思います。避難訓練のマニュアルを作るとか、そういう共通の大事なものを説明して会員になってもらう努力をするということが大事だと思います。ただ、あるおたかの森のマンションには自治会がないのです。組合なのです。こういったところは別のアプローチが必要だと思いますが、そういうことで参考にして頂ければと思います。

(鎌田会長)

寺谷委員ありがとうございました。他に御意見はありますか。

(山田委員)

先ほど各委員の皆さんから話が出ていましたが、人材的な面のことがありました。また、事務局の方でも記載するかどうか考えますという話がありました。私は担い手を作るということは非常に大事なことだと思います。ですので、施策の方針の中にはっきりと明示された方がいいのではないかと思います。資料1の8ページ、計画の位置付けの中に①～⑤まであります。この⑤、これは社会福祉法107条ではなく106条ではないかと思いますが、この中にはっきりと『包括的に提供される体制の整備』ということで、具体的に書いてあるのです。そこには皆さんが仰られているような、人材のことがはっきりと書かれているのです。そういうことを市としても、今までできていて、結果が振り返りとしてこれから出てくるのかもしれませんが、前は人材のことは書いていなかったので、そういうことを市として皆さんの意見を踏まえて施策の方針の中で明記されてはどうかと思いました。

(鎌田会長)

施策の方針の中にはっきりとリーダーの育成・人材の育成ということを書いた方がいいのではないかという御意見でした。時間の関係からこれについては議論を終えたいと思います。事務局から今出た意見についてコメントがあればお願いします。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

色々な御意見を頂きありがとうございました。特に最後、山田委員から取りまとめてお話し頂きました人材の育成、それから牧委員からもお話し頂きました専門的な人材のことについては、22・23ページの基本理念や施策の方針

に盛り込んでどうか、というお話しだったので、こちらについても検討させて頂いて、どういった表現で載せられるかといったことを考えていきたいと思っています。他にも皆さんから、活動にあたって認められることの必要性や指導的な方の存在、コミュニケーションのこと、災害の話なども頂いておりますので、これらを踏まえて本日の１・２章、それから次回お示しする第３章の中で盛り込んでいきたいと思っています。

（鎌田会長）

それでは最後に、今御審議頂きました基本理念、施策の方針以外の第１・２・４章につきまして皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

（牧委員）

２ページの図表１ですが、自助ということがあります。本人と家族しか書いてありませんが、ここに隣近所を入れてはどうでしょうか。

（寺谷委員）

隣近所は地域の方ですから共助ではないでしょうか。

（鎌田会長）

牧委員の御意見は、共助は全て団体になっているので、自助は本人と家族だけではなく、組織に属していない隣近所の方は自助のうちではないかという御意見です。皆さんいかがでしょうか。

（寺谷委員）

我々民生委員も地域支え合い活動のメンバーですが、緊急連絡先というものがあります。親族の場合それは義務です。それ以外に地域の方で何人か、信頼できる方を置いている場合がありますが、それは義務ではありません。強制ではないのです。そのことから自助ではなく共助ではないかと思っています。

（石渡委員）

自助についてはこれでいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

（琉委員）

各家庭という言葉がありますが、そこから自助は家庭、ということでこれでいいと思います。

(鎌田会長)

事務局としてはいかがでしょうか。牧委員の意見ですと自助・共助・公助の理念を書き換えなければならないと思いますが。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

自助につきましては書いてある通り本人・家族でいいと考えています。ただ、牧委員が仰っていたのは24ページでしょうか、自助の記載で自分のことをすべて自分でやらなければいけないということではなく、他の人から必要な支援を受けられる関係づくりをしていくことも自助という表現をさせて頂きましたが、これは本人目線で書いたものなので、2ページもこのままにしたいと思います。

(鎌田会長)

他に御意見ありますでしょうか。

(牧委員)

4ページの市民の皆様にお伝えしたいことという中に自治会という言葉がありません。自治会に入ってほしいという意味の言葉を入れてもらえないか、と思います。市民に伝えたいことというのはここしかないのですね。いい言葉が見つからないのですが、いかがでしょうか。

(鎌田会長)

4ページに自治会に加入して欲しいという趣旨の言葉を入れてほしいということなのですが、団体は他にもあるのですが、特に自治会に触れた方がいいのかどうか、これについて皆さんいかがでしょうか。

(牧委員)

4ページに『地域活動やボランティア活動等に対する理解を深め』という記載がありますので、ここに自治会と書いて頂ければいいのではないかと思います。

(鎌田会長)

4ページの下の方に『地域活動やボランティア活動等に対する理解を深め』というところに自治会を入れてほしいという御意見ですね。

(寺谷委員)

自治会は一つの団体ですからね、これだけ書くのはいかがでしょうか。

(鎌田会長)

他の団体もあるので自治会だけを書くのはどうか、という御意見ですね。

(石渡委員)

この文章でいいのではないかと思います。一つ入れると他のものも入れなければならないですし、固有名詞のようになってしまうのではないかと思います。また、地域活動に自治会活動も入るのではないのでしょうか。

(中委員)

牧委員が仰りたいことは非常にわかるのですが、自治会は強制的に入るというものではないので、ここに文言を入れてしまうと入りなさい、入らなければだめよというようなイメージになり、すごくインパクトがあるのではないかと思いますので、これは控えた方がよいのではないかと思います。

(鎌田会長)

それでは、入れない方がいいという意見が多いので、審議会としてはそのようにしたいと思います。他に御意見はありますか。

(山田委員)

まず8ページの⑤ですが、これは本来10項目くらいあると思いますがこれに限定されてしまっています。除いてしまった理由は何でしょうか。またここまで細かく記載する必要はあるのでしょうか。これは後でお聞かせ頂きたいと思います。

次に9ページの図ですが、流山市総合計画がピラミッドの頂点にあって、次に地域福祉計画がありますよね。この地域福祉計画の下に高齢者や障害者や子どもの計画があって、その横に健康づくり支援計画というのがありますよね。その位置関係というのがどのように理解すればいいかわからないので、説明頂きたいと思います。

それから20ページですが、第3期計画の取り組みで●の二つ目、『女子車いすバスケットボールオランダ代表の事前キャンプにおける市民交流を通じて』というのがありますが、これは中止になりましたよね。ここは削除しなければ

いけないと思います。

それから25ページの図表ですが、右側で社会の効率性が向上するとなっていますが、その下でちょっとイメージがわからないのは、行政の効率と組織内の技術革新、ここがちょっとわからないので説明頂きたいと思います。

(鎌田会長)

今の御質問につきましては事務局から説明をお願いします。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

まず、8ページの⑤にもれているものがあるということでしょうか。

(山田委員)

107条の書き方は⑤はこうなっていないと思います。106条の書き方だと思います。そして、106条を見るとまずこれが出てくるのです。そこに包括的に提供される体制の整備ということと、私が指摘した人材の育成ということが書いてあるのです。包括的に提供される体制の整備というと範囲が広がってしまいます。ところが107条はそのうちの3つだけ記載があります。記載をすると誤解が生じるのではないかと、ということです。⑤だけが細かく書き過ぎているために中途半端になっているのではないのでしょうか。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

こちらは再度、条文と内容を確認します。

次に9ページ、健康づくり支援計画のことだと思いますが、社会福祉法の条文か国からの通知かで地域福祉計画を上位計画とすると明記されているものが高齢者と障害者と子どもの計画でしたので、地域福祉計画はこれら3つの上位計画で、右側の健康づくり支援計画等は関連計画という認識でございました。こちらでも再度確認させていただきます。

(山田委員)

関連計画でもいいのですが、どこかのページに地域福祉計画の説明で高齢者計画・障害者計画・子どもの計画と健康づくりの計画も書いてありました。しかしながら図ではこれだけ違う位置づけになっているようなので質問しました。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

このページに入れるのであれば下位計画でないと整合性が取れないというこ

とですよ。確認します。

次に20ページですが、こちらは担当部署に確認させていただきます。

(山田委員)

オランダチームは流山には来ずに直接選手村に入ることになっているはずなのです。この間スポーツボランティアの会合で説明されました。文章が作成時期によって違うかもしれないので、タイミングの問題だと思うのです。決定される前にこの文章ができてしまったかもしれないのですが、ここは連携が必要なのところだと思うのです。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

確認します。それから25ページですが、これは今資料を持ち合わせていないのですが、国の研究結果の中に載っているのは確認を取っております。こちらについても確認して御説明するように致します。

(鎌田会長)

時間の関係から、本日の審議はこれで終了します。事務局から最後に何かございますか。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)

本日は御審議頂きありがとうございました。また本日ご質問が十分できていない方もいらっしゃると思います。本日お配りした配付資料の中に前回同様ご質問頂ける用紙がございますので、こちらに記載してお出し頂ければ今回同様事前に回答をお渡しします。

また、本日お配りした資料の中で、今後の予定なのですが、前回お配りした中では第6回の審議会を10月4日とご案内していました。こちらで日程を改めなければならなくなり、最終回を10月1日、金曜日に改めさせて頂ければと思います。場所についてはケアセンターで変更ございません。皆様、よろしくお願い致します。

(鎌田会長)

その他に何かございますか。

それでは次回、第3回の福祉施策審議会の開催日時と場所の予定は令和3年7月19日(月)午後2時から、ケアセンター4階、第1・第2研修室になります。

本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。御協力ありがとうございました。

(中川社会福祉課健康福祉政策室長)
ありがとうございました。